知多市監査委員公告第１２号

地方自治法第１９９条第１項、第２項及び第４項の規定に基づき知多市監査基準に準拠して監査を実施したので、同条第９項の規定によりその結果を公表する。

令和６年１２月２０日

知多市監査委員　渥　美　秀　登

同　　渡　邉　眞　弓

１　監査の種類

財務監査及び行政監査

２　監査の期間及び対象

令和６年１２月１９日（木）（令和６年１０月３１日現在）

緑と花の推進課、都市計画課、土木課

３　監査の着眼点（評価項目）

財務監査　財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているかどうか、事業の管理が合理的かつ能率的に行われているか。

行政監査　事務の執行について、経済性・効率性・有効性を主眼とし、その執行が法令等に従い適正に行われているか。

４　実施内容

歳入・歳出月計表、調定決議書、契約書その他関係書類を審査し、関係職員から説明を聴取した。

５　監査の結果

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について監査した結果、おおむね適正に処理されていることを確認した。監査対象ごとの職員数及び予算執行状況は次のとおりである。

緑と花の推進課

１　職員数　（単位　人）

職名 / 部署等	課長	所長（課長補佐）	課長補佐	統括主任	主事	主事（再任用）	書記	用務員	会計年度任用職員	計
本庁	1		1	1	2	1	2	2	21	31
公園管理事務所		1		1		3			18	23
計	1	1	1	2	2	4	2	2	39	54

２　予算執行状況

歳　入　（単位　円、％）

予算科目	予算現額	調定額	収入済額	収入率	
				対予算	対調定
１３款１項５目４節公園使用料	19,671,000	15,641,982	15,650,660	79.56	100.06
１３款２項５目４節緑と花の推進手数料	1,000	300	300	30.00	100.00
１４款２項４目３節緑と花の推進費国庫補助金	23,213,000	25,792,000	0	0.00	0.00
１５款２項７目３節緑と花の推進費県補助金	17,680,000	12,680,000	340,000	1.92	2.68
１６款１項２目１節利子及び配当金	89,000	4,230	4,230	4.75	100.00
１６款２項２目１節物品売払収入	1,000	0	0	0.00	****
１７款１項４目１節緑と花の推進費寄附金	500,000	85,987	26,184	5.24	30.45
１８款１項７目１節緑化基金繰入金	9,664,000	0	0	0.00	****
２０款４項３目１節緑と花の推進費受託事業収入	2,500,000	2,500,000	0	0.00	0.00
２０款５項３目１１節土木費雑入	2,580,000	2,710,285	2,009,379	77.88	74.14
２１款１項５目４節緑と花の推進債	58,700,000	6,000,000	0	0.00	0.00
歳　入　合　計	134,599,000	65,414,784	18,030,753	13.40	27.56

歳　出　　（単位　円、％）

予　算　科　目	予 算 現 額	支出負担行為額	支 出 済 額	執行率
８款６項１目 緑と花の推進費	101,836,000	50,262,392	49,321,575	49.36
８款６項２目 公園費	441,221,813	368,220,530	139,152,834	83.45
８款６項３目 公園管理事務所費	104,881,000	58,784,540	51,809,399	56.05
歳　出　合　計	647,938,813	477,267,462	240,283,808	73.66

都市計画課

1　職員数　（単位　人）

職　名	課長	課長補佐	統括主任	主任	主事	書記	計
人　数	1	1	2	3	4	2	13

2　予算執行状況

歳　入　（単位　円、％）

予　算　科　目	予算現額	調定額	収入済額	収入率	
				対予算	対調定
１３款１項５目３節 住宅使用料	24,472,000	14,213,050	11,975,750	48.94	84.26
１３款１項５目５節 都市計画使用料	0	36,000	36,000	****	100.00
１３款２項５目２節 都市計画手数料	15,000	8,100	8,100	54.00	100.00
１３款２項５目３節 住宅手数料	507,000	543,600	539,700	106.45	99.28
１４款２項４目２節 住宅費国庫補助金	67,988,000	0	0	0.00	****
１５款２項７目２節 住宅費県補助金	5,994,000	0	0	0.00	****
１５款３項４目２節 都市計画費県委託金	12,000	0	0	0.00	****
２０款１項１目１節 延　滞　金	1,000	0	0	0.00	****
２０款５項３目１１節 土木費雑入	15,927,000	14,961,050	7,519,550	47.21	50.26
２１款１項５目３節 住宅債	56,000,000	0	0	0.00	****
歳　入　合　計	170,916,000	29,761,800	20,079,100	11.75	67.47

歳　出　（単位　円、％）

予　算　科　目	予算現額	支出負担行為額	支出済額	執行率
８款４項１目 都市計画総務費	63,259,000	34,512,164	23,195,257	54.56
８款４項２目 市街地整備費	49,693,000	31,759,105	19,142,545	63.91
８款５項１目 建築総務費	53,968,000	25,274,870	18,675,248	46.83
８款５項２目 住宅管理費	133,716,000	93,814,390	38,367,870	70.16
歳　出　合　計	300,636,000	185,360,529	99,380,920	61.66

土木課

1　職員数　（単位　人）

職　名	課長	統括主任	主任	主事	主事（再任用）	書記	用務員	会計年度任用職員	計
人　数	1	3	3	5	1	3	1	2	19

2　予算執行状況

歳　入　（単位　円、％）

予　算　科　目	予算現額	調定額	収入済額	収入率	
				対予算	対調定
１１款１項１目１節 交通安全対策特別交付金	11,000,000	4,336,000	4,336,000	39.42	100.00
１３款１項５目１節 道路橋りょう使用料	47,832,000	48,770,873	48,763,085	101.95	99.98
１３款１項５目２節 河川使用料	1,942,000	1,950,364	1,950,364	100.43	100.00
１３款２項５目１節 土木管理手数料	159,000	75,600	74,700	46.98	98.81
１４款２項４目１節 道路橋りょう費国庫補助金	26,872,000	14,189,000	0	0.00	0.00
１５款２項７目１節 道路橋りょう費県補助金	66,600,000	0	0	0.00	****
１５款２項７目４節 石油貯蔵施設立地対策等交付金	20,238,000	20,240,000	0	0.00	0.00
１５款３項４目１節 河川費県委託金	180,000	0	0	0.00	****
２０款５項３目１１節 土木費雑入	178,576,500	41,866,772	40,842,246	22.87	97.55
２１款１項５目１節 道路橋りょう債	310,900,000	17,800,000	0	0.00	0.00
２１款１項５目２節 河川債	7,000,000	0	0	0.00	****
歳　入　合　計	671,299,500	149,228,609	95,966,395	14.30	64.31

歳　出　　（単位　円、％）

予　算　科　目	予 算 現 額	支出負担行為額	支 出 済 額	執行率
８款１項１目 土木総務費	89,675,000	54,040,455	54,040,455	60.26
８款２項１目 道路橋りょう総務費	40,591,000	21,575,501	11,309,916	53.15
８款２項２目 道路橋りょう維持費	214,756,000	132,576,616	66,112,857	61.73
８款２項３目 道路橋りょう新設改良費	810,380,116	411,102,433	86,092,333	50.73
８款３項１目 河川総務費	65,826,000	47,411,327	19,860,727	72.03
８款３項２目 河川改良費	16,235,000	6,182,000	0	38.08
８款４項３目 公共下水道費	500,000,000	500,000,000	258,000,000	100.00
１１款２項１目 道路橋りょう災害復旧費	7,500,000	0	0	0.00
１１款２項２目 河川災害復旧費	6,000,000	0	0	0.00
１１款３項１目 都市施設災害復旧費	2,500,000	0	0	0.00
歳　出　合　計	1,753,463,116	1,172,888,332	495,416,288	66.89

※予算執行状況は、令和６年１０月３１日現在のものである。
※歳入の収入率で、収入率が10,000％以上となる場合は「++++」、予算現額又は調定額が０円で収入率の計算ができない場合は「****」として表記している。
※歳出の執行率は、支出負担行為額と予算現額の比率である。